

＜バミューダ諸島の法制度＞

個人情報の保護に関する制度の有無	現在、個人情報の保護に関する制度は、包括的な法律としても、個人情報の受領者に適用される個別分野の法律としても存在しない。 なお、2016 年 12 月 2 日に制定され、2016 年 6 月 27 日に認可された Personal Information Protection Act 2016 は、個人情報保護に関する包括的な法律であり、現在一部施行されている。Personal Information Protection Act 2016 の実質的な規定はまだ施行されていないが、近い将来には完全に施行され、バミューダにおける外国の第三者のデータを含む個人データの使用および転送を規制する包括的なデータ保護フレームワークとなる見通し。 正確な施行日は、現在のところ不明である。																
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：なし																
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	以下のとおり。 <table><tr><td>収集制限の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>データ内容の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>目的明確化の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>利用制限の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>安全保護の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>公開の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>個人参加の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>責任の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr></table>	収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	公開の原則	該当する規定は不見当である。	個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	責任の原則	該当する規定は不見当である。
収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																
データ内容の原則	該当する規定は不見当である。																
目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																
利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																
安全保護の原則	該当する規定は不見当である。																
公開の原則	該当する規定は不見当である。																
個人参加の原則	該当する規定は不見当である。																
責任の原則	該当する規定は不見当である。																
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	■ 個人情報の地域内保管義務に関する制度で、本人の権利・利益に重大な影響を与えるもの該当なし(現在、個人情報/個人データの地域内での保持・保管を義務付ける法令や、個人情報/個人データの地域外への移転を制限することにより、地域内での保持・保管を実質的に義務付ける法令は存在しない)。 ■ 政府の情報収集活動に協力する義務を事業者に課す制度で、個人の権利や利益に重大な影響を与える可能性があるものとして以下の法律がある。 Bermuda Companies Act 1981、Bermuda Insurance Act 1978、Bermuda Economic Substance Act 2018 上記のそれぞれの法律は、個人の特定の情報をバミューダの関連当局に提供することを求めている。																